

## 県民のいのちと暮らしを守る県単独補助金・負担金と県有施設の継続を求める意見書

神奈川県は、神奈川県緊急財政対策本部調査会を設置し、同調査会は、平成24年9月に県の厳しい財政状況を踏まえた行財政改革の検討に当たり、「県単独補助金・負担金の一時凍結、抜本的見直し」と「県有施設の原則全廃」などが必要であるとした最終意見を発表した。これを受け、県では、実施可能なものから平成25年度当初予算に反映するとしている。

県の補助金等については、重度障害者医療費給付補助事業、休日診療所運営費に係る補助金等があり、これらを財源に市や団体が事業を実施している。仮にこれらが削減・廃止された場合、当該事業を継続することが困難となり、地域の医療及び福祉に多大な影響を及ぼすことは明らかである。

また、県有施設については、本市においても、おだわら諏訪の原公園等の施設があるが、経済効果を優先し、施設の廃止や民間等へ移譲することは、多くの県民、団体、患者及び障がい者が、社会参加を広げる拠点として利用していることを考慮すると、看過できるものではない。

よって、神奈川県におかれては、県民のいのちと暮らしを守る県単独補助金・負担金と県有施設が継続されるよう、次の点について強く要望する。

1. 子ども・重度障がい者等に対する医療費助成に係る現行制度を継続すること。
2. 地域の医療・福祉を支える市町村補助金及び団体補助金を削減しないこと。
3. 県有施設を廃止、または民間等へ移譲しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月19日

神奈川県知事

黒岩祐治様

小田原市議会